

条例の制定及び改正

福岡県後期高齢者医療広域連合を設置

【制度の概要】

これまで75歳以上の後期高齢者は、国民健康保険や被用者保険に加入し、老人保健制度で医療給付を受けていましたが、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設され、老人保健制度は廃止されます。

また、県単位での広域連合が、保険料率・賦課の決定、医療費の支給等の事務処理を行っていきます。

【対象者】

○ 75歳以上の方
○ 65歳以上75歳未満で一定程度の障害にあり、町長の認定を受けた方

【窓口負担】

医療費の1割負担
(現役並み所得者は3割)

【構成団体】

県内全66市町村

(賛成13 反対3で可決)

反対討論

国が社会保障の柱である医療制度の責任を放棄し、年齢で医療を抑制するものであるので、広域連合の設置に反対します。

(松本典子)

反対討論

国民皆保険を推進する国の政策の中であってはならないことです。もっと高齢者を温かく見守る政治が必要だと思しますので、この制度自体に反対します。

(香原 暉)

「助役」を「副町長」に

平成18年6月7日付けで交付された改正地方自治法により、助役を廃止し、副町長とします。

(全員賛成で可決)

また、収入役を廃止し、会計管理者を置くなどの改正を行います。

町職員等の永年勤続表彰を廃止

町職員および町立学校の教職員は、本来地方公務員の職務が、自治の振

(全員賛成で可決)

興を目的とするものであり、表彰の趣旨に合わないため除外します。

減額 町長 給料10分の1を2ヶ月 助役 給料10分の1を1ヶ月

(全員賛成で可決)

平成18年4月18日に発覚した建設課の町営住宅修繕料の未払い事案に対する関係職員の懲戒処分を2月22日に行いました。そこで、町長・助役も自らを律するため、給料の減額を行います。

【職員の懲戒処分】

元係長 10%の6月
課長補佐 10%の1月
現担当者 戒告
担当係長と事務担当者 訓告

公民館・体育施設の使用料を値上げ

公民館・体育施設の使用料を町内と町外で別料金とします。

(賛成14 反対2で可決)

なお、総合プールとテニスコートについては、現行どおりです。

体育施設

施設名	使用料 (1時間当たり)		照明料 町内外規定なし	
	町内	町外		
浮洲公園野球場	500円	1,000円		
町立武道館	300円	600円	300円	
町立弓道場(1射場)	100円	200円	50円	
町立野球場	1,000円	2,000円	1時間 5,000円	
			2時間 7,000円	
			3時間 9,000円	
			規定なし	
町民グラウンド(片面)	無料	500円	500円	
町立テニスコート(1面当たり)	400円	600円	350円	
観音寺(1回につき)	一般	200円	200円	
	中学生以下	100円	100円	
町立体育館	アリーナ1/3面	300円	600円	500円
	ソフトバレーボール1面	100円	200円	500円
	バドミントン1面	100円	200円	500円
	卓球台1台	100円	200円	500円
	全館(ステージ含)	1,200円	2,400円	2,000円

公民館

施設名	使用料 (1時間当たり)		冷暖房 使用料 町内外規定なし	
	町内	町外		
1階	研修室4	400円	800円	200円
	母と子の図書室	200円	400円	100円
	研修室5(和室1)	400円	800円	200円
	研修室5(和室2)	400円	800円	200円
	茶室	300円	600円	150円
	調理室	300円	600円	150円
	調理台(1台)	100円	200円	
2階	研修室1	1,250円	2,500円	625円
	研修室2	400円	800円	200円
	研修室3	300円	600円	150円
	視聴覚室	400円	800円	200円
長別館	研修室6(24畳)	400円	800円	200円
	研修室7(18畳)	300円	600円	150円

※ 町内使用者の料金は変更ありません。また、使用料金を1時間当たり統一しました。

大谷自然公園に指定管理者制度を導入

(全員賛成で可決)

昨年4月に開園した大谷自然公園は、1年間利用状況を見るため教育委員会が管理運営を行って来ましたが、本年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者自らが利用料金などを設定できることとします。また、鞍手公園についても、県との協議が整いましたので都市公園に指定することとしました。

「学校教育課」と「社会教育課」を統合し、「教育課」に

(全員賛成で可決)

平成17年12月に策定した「第4次行財政改革集中改革プラン」に基づき、多様化する住民の要望や行政改革に迅速かつ効率的に対応できる組織とするため、定年及び早期退職者等を含めた職員の適正化と整合性を図りながら、課室局の統廃合を行っていきます。平成19年4月から学校教育課と社会教育課を統合し、「教育課」とします。このため課長職の定数が1人減となります。



中央公民館内の「教育課」

古月保育所の用務員を廃止

(賛成14反対2で可決)

町立保育所5箇所のうち、古月保育所だけに用務員を配置していましたが、これを廃止し、他の保育所と同様に警備会社と委託契約を結びます。また、古月保育所には頻繁ではありませんが不審者が駐車場に入ってくるので門扉を設置します。



古月保育所

保育料を値上げ

(賛成14反対2で可決)

平成10年に改定して以来、保護者の負担を考慮して据え置いてきました。が、近隣市町との格差が生じ、また保育に関する要望や国からの資金が一般財源化されるなどにより、保育所の運営が一段と厳しくなっています。そのため、今後3年間で段階的に国の徴収基準の90%に近づけることとしました。

行政報告

(町営住宅の修繕料の未払い事案)

町長から行政報告がありましたので、要約して報告します。

平成17年1月下旬、建設課に複数の業者から町営住宅の修繕料の支払請求があったことから本事案が発覚し、調査の結果、多額の未払いがあることが判明しました。

町営住宅の老朽化に伴い修繕料の予算が不足していることが分かっているが、担当者は財務規則等に規定する所定の手続きを取らず、不適正に修繕工事を発注し、施工していたことにあります。組織内で行ったこの行為は公務員として断じて行うべき行為ではないし、町民の信頼を失墜させたその責任は重大です。この件に対し担当職員には懲戒処分等を課し、町を代表する私、また助役は町民の皆さんへの謝罪を込め、報酬の減額を行います。



入江 恵一 氏 (68歳)

現住所 新北1368番地
任期 (4期目)
平成19年6月10日から
平成22年6月9日まで

固定資産評価審査委員を同意
入江均氏の任期が、6月9日で満了することから、議会にはかられ再任に同意しました。